

大津市公共施設予約システム 利用者登録同意書【生涯学習センター】

全ての内容を確認のうえ、チェックを入れてください。

1. ホール及びギャラリー以外の貸室は、事前に団体登録が必要です。

- この手続きは、ホール及びギャラリー以外の貸室を利用するために、登録する団体登録手続きです。
- インターネット手続きでは、個人で利用が可能となる、ホール、ギャラリーの予約はできません。
- ホール、ギャラリーの利用の方は、利用条件を事前に大津市生涯学習センターへ確認のうえ、窓口で手続きをしてください。

2. 団体の登録について

- 生涯学習センターの貸室が使用できる団体は、構成員が3名以上の団体です。(個人の利用はできません。)
- 団体構成員名簿の提出は不要です。

3. 団体登録の審査について

- 団体登録の申込みをしてから、登録の可否について審査があります。
- 審査は、書類等が問題なく揃ってから1週間程かかります。
- 貸室使用日の1週間前までに、申請、納付が必要です。そのため、早くも団体登録の申込みから2週間以降の日でなければご利用ができませんので、ご注意ください。

4. 大津市生涯学習センター貸室使用許可基準の同意について

【大津市生涯学習センター貸室使用許可基準を遵守し、適切に貸室を使用することに同意が必要です。】

- 大津市生涯学習センターは社会教育施設であるため、貸室の使用は学習を目的としたものに限ります。次の活動を目的とした使用はできません。
 - ・企業等の営利活動
 - ・指導者や講師が生徒を集めて開く教室や講座
 - ・特定の宗派への入信等の勧誘及び布教活動
 - ・特定の政党の利害に関する又は特定の候補者を支持する催し
 - ・その他、社会教育施設にふさわしくない内容の催し
- 貸室が使用できる団体は、構成員が3名以上の団体です。
- 営利目的での貸室使用は許可できないため、会費や参加費は1回(1日)2,000円を上限の日安とします。
- 営利目的での貸室使用は、許可できないため、指導者や講師が代表者又は事務局(担当者)である団体は、貸室の使用を許可できません。
- 貸室の使用料は、団体の所在地秦は代表者の住所によって判断し、市民とそれ以外の者によって金額が異なります。

5. 貸室ご使用者の住所等の確認について

- 当センターは、大津市民と大津市民以外では貸室使用料金が異なります。代表者等の住所・所在地をもって、使用料金を決定いたします。住所確認のための確認書類が必要です。

6. インターネットでの予約の注意点

- インターネットでは、貸室事前予約の申込みはできません。通常の予約のみとなります。また、予約開始日におけるインターネットによる予約は、システムで予約開始時間の設定ができないため、開始時間は遅くなります。(開始時間時点で窓口に来られた方が第1優先となります。その後は電話受付となり、その後にインターネットでの予約となります。)

7. 変更や返金について

- 料金お支払い後は、利用者の都合による、日時や部屋の変更や返金はできません。

利用案内の内容を遵守し、施設を利用することに同意します。

団体名

代表者氏名

連絡先 (TEL)

住所

受付

令和 年 月 日